令和3年度 事業計画

地域で育てる 支え合う

ふだんの くらしの しあわせづくり

急速な少子高齢化の進行に加え、住民相互のつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境の大きな変容に伴い、「8050問題」に象徴される地域社会からの孤立など、市民の抱える困りごとが複雑・多様化しています。そのような中、国は令和2年6月地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正しました。

そのような中、今年度は、焼津市と一体的に策定した第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の初年度にあたり、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくために、障害の有無や年齢、性別などに関わらず、お互いに協力し、尊重し合いながら、地域を共に創る「地域共生社会」の実現を目指して、地域福祉を総合的に推進していく必要があります。

第3次計画の基本理念を継承し、地域福祉活動計画に基づいた事業を展開し、 地域共生社会の実現に向けた取り組みや包括的な支援体制を進めるため、住民 の互助活動や地域参加を積極的に支援していきます。

また、計画の推進にあたり、国連が定める SDGs (持続可能な開発目標) に関連付け、意識しながら持続可能なまちづくりを目指していきます。

基本目標1 共生の意識づくり・人づくり

学校における福祉教育や各種講座、イベントにおける啓発・人材育成等、 幼少期から高齢期に至るまで、各ライフステージに応じた福祉教育の機会を 提供し、「共生の意識づくり・人づくり」を推進します。

(1)福祉教育の推進

- ① 学校における福祉教育の推進
 - ア 福祉教育実践校連絡会事業

福祉教育実践校担当教員との連絡会を開催し、福祉教育メニューの提供や相談に応じ、学校における福祉教育が円滑に進められるよう支援します。

② 地域における福祉教育の推進

ア 楽しく学ぶ「ふくしのススメ」開催事業

地域で暮らす様々な人が講師となって福祉について学ぶ機会 を提供します。多くの地域住民が、一緒に当事者の体験や福祉活 動の話を聞いたり、福祉体験をする講座づくりに努めます

イ 出前講座事業

市内の小中学校において進める福祉教育が円滑に進むよう、 講師の派遣等、活動支援を行います。地域においても、住民が行 う研修や講座の講師として職員を派遣します。

(2) 互助意識の醸成

① 意識啓発・交流活動の推進

ア 社会福祉大会の開催

社会福祉の発展に功績のあった社会福祉関係者を表彰し感謝の意を表するとともに、本表彰を通して、優れた活動内容を紹介することにより、福祉活動の普及を図ります。

イ 権利擁護制度の利用推進・周知

成年後見支援センターと連携しながら、チラシ、広報紙、講演会等で権利擁護支援や相談窓口、利用することによるメリットの周知をし、成年後見制度等の理解を広めます。

ウ 焼津市「福祉を育てる市民運動」推進協議会主催事業 市民の社会福祉への理解と交流を深めるため、時代にあった 方法で福祉を育てる市民運動を進めていきます。

(3) 人材育成(地域の担い手、ボランティアなど)

① 地域活動、ボランティア活動に関する啓発

ア 広報紙、チラシを使った啓発活動の充実

ボランティア活動の紹介や募集を広報誌だけでなく啓発チラシ等を作成し、人の集まる施設に掲示するなど啓発に努め、活動希望者の増加につなげていきます。

イ ボランティア養成講座の開催

市民の多くがボランティア活動に関心を持ち、心得や基本的な考え方を学ぶための講座や活動を紹介する講座を開催します。

② ボランティア活動への場の支援

ア ふくしの広場ボランティアビューローの機能の充実 市内を拠点に活動するボランティアグループや福祉団体が、 活動しやすい場として充実していきます。

③ 地域福祉活動に参加する人材の育成

ア ボランティア相談事業

ボランティア活動を始めたい人やボランティアを必要としている人に対して、ボランティア活動に関する様々な相談に応じます。

基本目標2 地域のきずなづくり

地域住民が主体となって行う支え合い活動やボランティア活動を支援し、「地域のきずなづくり」を推進します。また、住民同士の交流の拠点としての居場所づくりや住民の安全を守るための防災・防犯活動の促進に向けて、様々な取り組みを進めていきます。

(1) 小地域福祉活動への支援・活性化

- ① 小地域福祉活動の充実
 - ア 地域福祉推進委員会の支援

地域福祉推進委員会は、社会福祉協議会や第2層地域ささえ あい協議体との情報共有を積極的に行い、新たに創出された社 会資源(居場所、ミニデイなど)があれば地域に情報提供します。 また、地域の生活課題を把握し、社会福祉協議会や第2層地域さ さえあい協議体と連携した住民主体の福祉活動を行います。地 域福祉推進委員会の第2層地域ささえあい協議体等と連携した 住民主体の福祉活動に対し、活動費助成や活動促進のための支 援と地域力の向上・強化のための支援を行います。

イ 職員の地区担当制

職員の地区担当制において、アウトリーチを徹底し、地域とのより密接な支援体制を築きます。

- ② 地域における見守りネットワークの充実
 - ア ふれあいネット事業

高齢者や重度の障害を持つ人の近所の人に、見守り員として 登録いただき、緩やかな見守り活動を行います。

- ③ 助成金の交付
 - ア 赤い羽根共同募金助成事業

地域住民が赤い羽根共同募金を地域福祉活動に活用し、赤い 羽根共同募金の使いみちについて理解を深めもらうよう、助成金 事業を実施します。

イ 歳末たすけあい募金助成金事業

(在宅助成)

新たな年を迎える時期に、経済的に支援を必要とする 人たちが地域で安心して暮らすことができるように、 申請方式により助成します。また、該当者に小学校入学、 中学校入学、中学校卒業の児童生徒がいる場合には、新入 学祝い金をお渡しします。

(地域福祉活動助成)

年末や新年に地域住民の誰もが参加できる自治会や 福祉施設・団体等の活動に対し、助成します。

(2)地域ネットワークの構築と周知

- ① 社会資源のコーディネート機能の充実
 - ア 生活支援体制整備事業

地域での住民主体の支え合いや様々な人や機関をつなぎ、 また協力して、地域の支え合い活動を発掘したり、新たな支え合い活動の推進役割を担う生活支援体制整備事業を実施します。 さらに、「地域ささえあい協議体」により、住民や地域の関係 機関が生活支援コーディネーターと協力し、定期的な情報共有 及び連携強化を図ります。

② 社会福祉法人等の連携推進

ア 社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業 焼津市社会福祉法人連絡会において、社会福祉法人の協働 事業や公益的な活動の取り組みについて協議・検討します。

(3) 住民活動の支援

- Î) 「顔の見える地域づくり」の実践
 - ア 「居場所づくり」の推進

地域住民が気軽に集まれる「居場所」を住民主体でつくり、 運営できるよう、市内各地域で設立のための講座を開設し、活動 を促進します。

② 地域における交流の場・拠点づくりへの支援

ア 地域ふれあいサロン (ミニデイ・居場所・子育てサロン) 推進事業年2回の連絡会を開催し、情報交換の場を設けます。また、サロンへのアウトリーチを定期的に行い、活動上の相談に応じるとともに、活動費助成を行います。

イ おもちゃ図書館運営支援 おもちゃ図書館のPRと、活動に対する支援を行います。

(4) 防災・防犯活動の促進

- ① 防災・防犯の地域づくりの促進
 - ア 災害ボランティア本部開設と運営

南海トラフ巨大地震や台風等による被害が発生したときに 備え、災害ボランティア本部の開設訓練を関係部署と連携し 開催します。

イ 志太榛原地区社会福祉協議会との連携事業 志太榛原地区の社会福祉協議会と連携し、災害時に向け、活動 する市民の輪を広げます。

(5) 福祉団体、市民グループの活動の促進

- ① 団体活動(市民活動団体、福祉関係団体等)への支援の充実
 - ア 福祉関係団体への活動助成事業 福祉関係団体に対し活動費の助成を行い、円滑な活動を支援 します。
- ② ボランティア活動促進のための支援
 - ア ボランティア連絡協議会運営支援

ボランティア連絡協議会の活動が円滑に進むよう、活動費助成と運営支援を行います。

基本目標3 地域福祉のしくみづくり

包括的な相談支援体制を推進することにより、様々な相談を受けても支援 につなげられるよう、関係機関との連携の拡充・強化を進め、「地域福祉の しくみづくり」を推進します。

(1)福祉施策実施体制の充実

- ① 組織内連携、組織間連携の充実強化
 - ア 包括的な支援体制の構築

制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える方(世帯)について、必要なサービスや支援が提供できるよう、市と社会福祉協議会及び関係機関・団体が連携し、包括的な支援体制を構築します。

② 緊急措置対応

ア 貸付事業 (生活福祉資金・小口福祉資金)

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、必要な資金を貸し付けし、社会福祉協議会や民生委員・児童委員が必要な相談支援を行うことにより世帯の経済的な自立と生活の安定を図ります。生活困窮者自立支援法と連携した制度です。

イ 援護事業(旅費欠援護、火事罹災者援護) 旅費のない行旅者に、JR切符を支給します。 火災罹災者に対し、見舞金を支給します。

(2)包括的な相談支援体制の充実

- ① 相談体制の充実
 - ア ふくしなんでも相談事業

生活に関する悩みごとや日常生活に関する困りごと等について、 相談対応を行います。

イ 地域包括支援センターによる高齢者の総合相談 介護や福祉に関わる相談、高齢者に対する虐待の防止や権利 擁護に関する様々な相談に対応します。

ウ 権利擁護センター

弁護士や司法書士、社会福祉士等と連携を図りながら、あらゆる権利擁護に関する相談に応じます。また、成年後見支援センターを受託し、成年後見制度の利用促進を図ります。

(3)福祉サービスの充実

- ① 福祉サービスの充実に向けた支援
 - ア 会食型給食サービス事業

ボランティアグループ「あじさいの会」へ事業を委託しています。市内を10か所に分け、年8回各公民館等を会場に、ひとり暮らし高齢者にボランティアが手作りしたお弁当を会食形式で開催しています。

イ 生きがい活動支援诵所事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、要介護状態への進行を予防するため、日帰りで日常動作訓練や趣味活動等のサービスを保健福祉事業として提供し、生きがいを持てる健やかな生活の確保に必要な支援を行います。

ウ 放課後児童健全育成事業

就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象 に放課後における生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を 図ります。(大富小・大井川東小・大井川西小・大井川南小学校区)

エ 地域包括支援センターによる支援

要支援の人のための介護予防ケアプランを作成し、必要な支援を行います。

オ 障害福祉サービスの提供

障害の種別に関わらず、障害のある人が安心して地域で自立 した生活が送れるように身体介護・家事援助・同行援護を行い ます。

- 訪問介護
- ・身体障害者訪問入浴サービス
- 視覚障害者同行援護
- 特定相談支援事業
- ・車いす、磁気ループ (聴覚に障害のある方の補助器具) の 無料貸出事業 等

カ 高齢者福祉サービスの提供

介護保険制度により、認定された高齢者の方々にケアプランを作成し必要な支援を行います。また、ヘルパー等の派遣及び通所による入浴・食事等を行い、利用者の要望に応える質の高いサービスを提供します。

- ・居宅介護支援(ケアプラン作成)
- ・訪問介護事業(ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護事業
- ・ 通所介護事業 (デイサービスセンターやすら樹)
- 介護予防
- · 日常生活支援総合事業

キ 日常生活自立支援事業

日常生活に不安のある高齢者や、知的・精神障害などにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行います。

② 移動に関する支援

ア 外出時の移動支援事業(重度身体障害者移動支援)

障害者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会 参加における、外出時の移動支援をします。

イ 福祉車両 (ハンディキャブ) 貸出事業

身体障害者や歩行困難な人に対し、車いすのまま乗れる リフト付きの福祉車両(ハンディキャブ)の貸し出しと管理を行 います。

(4)情報提供の充実

- ① 制度やサービスに関する情報の提供
 - ア 『社協やいづ』発行事業

社会福祉協議会事業のPRや募集・報告など、読まれる広報誌の発行に努めます。

- イ 社会福祉協議会ホームページの充実 ホームページの特性を生かし、情報更新を随時行い、社会福祉 協議会活動のPRに努めます。
- ウ 点字広報・声の広報発行事業

視覚障害者や活字を読むことが困難な人に、市や社会福祉協議会が発行している広報紙等をボランティア団体が点訳・音訳をして郵送します。

社会福祉協議会基盤強化

第4次焼津市地域福祉活動計画を推し進める体制や、施設の運営と事業の実施を目指し、社協の理念である「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を推進していきます。

① 拠点施設の管理・運営

総合福祉会館・大井川福祉センターの管理運営

施設利用者が安心・安全に利用できるよう、指定管理者として、建物の適正な管理業務に努め、また施設利用者も参加し災害時に備えた防災訓練を実施します。

- ② 総合福祉会館・大井川福祉センターを拠点とした福祉活動の推進 福祉関係者だけでなく、市民だれもが参加でき、ふれあい、楽しめ る施設を目的にイベント等の開催や市民の憩いの場となるようボラ ンティアの協力を得て花壇の整備やディスプレイ等による雰囲気 作りを行います。
- ③ 職員体制の強化

職員の人材確保・育成強化

人材紹介機関との連携のほか、求人誌やインターネット求人などを有効に活用します。また社協職員全体研修会などを通じ法人の理念やコンプライアンス等を学ぶ機会を設けるほか、専門研修等に積極的に参加できるよう、サポートします。